

令和2年12月11日

文京区立幼稚園及び小・中学校の保護者の皆様

文京区教育委員会

新型コロナウイルス感染症罹患者発生時の対応について

日頃から区立幼稚園及び小・中学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

これまでの国内で発生した新型コロナウイルス感染症の知見を踏まえ、令和2年12月3日付で「文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改訂されました。

つきましては、区立幼稚園及び小・中学校において、新型コロナウイルス感染症罹患者が発生した際の対応を下記のとおり見直します。改めてご確認いただき、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 区立幼稚園及び小・中学校において、幼児・児童・生徒・教職員等の感染が確認された場合

(1) 幼児・児童・生徒が在校（園）時の対応

ア 当該校（園）

- ・教育委員会は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえ、当該学級、当該学年又は当該校（園）の教育活動の中止について判断し、フェアキャストでお知らせします。
- ・教育活動が中止となった場合には、幼稚園及び小学校は、保護者による引き取りをお願いします。保護者が引き取るまでの時間、3密を避け、通常の下校（降園）時刻まで、学校（園）で預かります。
- ・通常の下校時刻になりましたら、小学校は、下校となります。預かり保育、育成室及び放課後全児童向け事業については、後述する4のとおりとします。
- ・中学校は、フェアキャストでお知らせ後、下校となります。配慮が必要な生徒については、家庭と連絡を取り、安全に下校させます。

イ 当該校（園）以外

- ・区内の学校（園）で感染が確認されたことを、フェアキャストでお知らせします。

(2) 週休日等、幼児・児童・生徒が在校（園）していない時の対応

ア 当該校（園）

- ・フェアキャストで、今後の対応等についてお知らせします。

イ 当該校（園）以外

- ・区内の学校（園）で感染が確認されたことを、フェアキャストでお知らせします。

2 臨時休業の範囲と期間について

- ・教育委員会は、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、学校内での感染状況に応じて、臨時休業とする範囲と期間を判断します。
- ・臨時休業とはならない場合についても、フェアキャストでお知らせします。

3 感染者及び濃厚接触者への対応

- ・感染者及び濃厚接触者が幼児・児童・生徒の場合は、学校保健安全法第19条に基づく2週間の出席停止となります。
- ・感染者及び濃厚接触者が教職員等の場合は、同様に出勤させない扱いとなります。

4 預かり保育、育成室及び放課後全児童向け事業について

(1) 預かり保育及び放課後全児童向け事業

学校（園）全体が臨時休業となった場合は、当該校（園）におけるその期間の預かり保育及び放課後全児童向け事業については中止します。

ただし、学校（園）全体ではなく、学級又は学年単位の臨時休業となった場合は、臨時休業とならなかった学級又は学年を対象とした預かり保育及び放課後全児童向け事業については実施します。

(2) 育成室事業

施設（学校外の育成室を含む）等の消毒が必要となった場合や、利用児童及び職員の中に感染が確認された者が発生した場合を除き、原則、事業を継続します。

ただし、学校（学年、学級を含む）が臨時休業となった児童については、感染拡大予防の趣旨に鑑み、育成室の利用は控えてください。

5 中学校の部活動について

学校全体が臨時休業となった場合については、その期間の部活動も中止となります。学級又は学年単位の臨時休業の場合については、他の学級又は学年を対象とした部活動は実施いたします。

今後、感染症拡大の状況等を踏まえ、内容を変更する必要がある際は、改めてお知らせいたします。

【担 当】

文京区教育委員会

指導に関すること : 教育指導課 電話 5803-1300

育成室の利用に関すること : 児童青少年課児童係 電話 5803-1188